



## 乗車用ヘルメットのSG基準

通商産業大臣承認 49 産第 7949 号	1974 年 5 月 23 日
通商産業大臣改正承認 50 産第 7670 号	1975 年 12 月 9 日
通商産業大臣改正承認 55 産第 966 号	1980 年 3 月 1 日
通商産業大臣改正承認 59 産第 2081 号	1984 年 4 月 26 日
通商産業大臣改正承認 61 産第 3356 号	1986 年 6 月 20 日
通商産業大臣改正承認 8 産第 1132 号	1996 年 8 月 2 日
財団法人製品安全協会改正-21 安全業 G 第 149 号	2010 年 3 月 8 日
一般財団法人製品安全協会改正-25 安全業 G 第 244 号	2014 年 3 月 3 日
一般財団法人製品安全協会改正-28 安全業 G 第 186 号	2017 年 4 月 28 日

(事務局) 一般財団法人 製品安全協会 業務グループ

〒110-0012

東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪2階

業務グループ代表メール [operation@sg-mrark.org](mailto:operation@sg-mrark.org)

代表 03-5808-3300

管理グループ 03-5808-3301

業務グループ 03-5808-3302

PLセンター 03-5808-3303

FAX 03-5808-3305

乗車用ヘルメットのSG基準  
Approval Standard for Motorcycle Helmet

1. 基準の目的

この基準は、乗車用ヘルメット(自動二輪車又は原動機付き自転車乗車用のものに限る。)の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）について適用する。

3. 安全性品質

ヘルメットの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基準確認方法
1. 構成	1. ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置から構成されていること。ただし、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。	1. 構成については、目視等により確認すること。
2. 外観及び構造	2. (1) (a) 組立及び仕上げは良好で、使用者等の身体に傷害を及ぼす傷、割れ、ひび、まくれ等の欠点がないこと。 (b) 組立及び仕上げは良好で、ヘルメットの品質に支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等の欠点がないこと。	2. (1) 各部は走行中に容易に外れないことを目視及び触感により確認すること。なお、「走行中に容易に外れないように確実に固定されていること」とは、衝撃を受けたときに容易に外れるように設計したものを除き、日本工業規格 T8133(2015年)乗車用ヘルメット(以下「乗車用ヘルメットJIS」という。)7.4に規定する衝撃吸収性試験を行ったときに外れないことをいう。 また、あごガード及びひさしの両方又は片方があるものにあつては、次の各事項も確認すること。 ① あごガードは、帽体と一体成形されたもの又はリベットなどで強固に取り付けたもののみとし、転倒した場合に容易に外れる構造のものや容易に変形するリベット等

	<p>(2) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。</p> <p>(3) 乗車用ヘルメット JIS:3.13に定める参照平面から上方のヘルメット外表面にあつては、連続した凸曲面であること。また、参照平面から下方のヘルメット外表面は流線型であること。ただし、機能的に必要な場合を除く。</p>	<p>の締結具で固定されているものにあつてはこれには含まれない。以下、同様とする。</p> <p>② ひさしは、走行中に風圧によりたれることがないこと。なお、原動機付自転車又は総排気量0.1250以下の自動二輪車を対象とするハーフ形及びスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつてはひさしと帽体とが一体でもよい。</p> <p>③ シールドを取り付けていないヘルメットの帽体前端の形状は、ゴーグルの着用を妨げない様な構造であること。</p> <p>(2) 目視及び触感により確認すること。ただし、「十分に滑らか」には、しば、編み目及びミシン縫目模様程度のものを含むものとする。なお、原付等用ヘルメット以外のものにあつては、レザー等で覆っていないこと。ただし、「レザー等」には、布、バックスキンを含む。</p> <p>(3) 次のいずれかにより確認すること。</p> <p>① 曲率半径75mm以上の連続的な凸曲面であることを曲率ゲージにより確認する。</p> <p>② ECE規則第22号(ECE Regulation No.22) 7.4 突出物の表面摩擦の試験 Test for projection and surface friction)により確認しても差し支えない。</p> <p>なお、「機能的に必要な場合」には、縁巻き、風防や通気穴を取り付けるための必要最小限の凹凸がある場合をいう。このとき「縁巻き、風防や通気穴を取り付けるための必要最小限の凹凸」には、機能上、又は性能上必要とされる凹凸</p>
--	--	--

	<p>(4) 乗車用ヘルメット JIS:6.2 b)に定める保護範囲を帽体及び衝撃吸収ライナが覆っていること。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、乗車用ヘルメット JIS:6.2 a)の保護範囲とする。</p> <p>(5) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、次のとおりであること。 (a) 突出物(リベットの頭を除く)の帽体外表面からの突出量は5mm未満であること。ただし、突出物のうち容易に外れるものについては、この限りでない。 (b) リベットの頭は曲面で、帽体外表面からの突出量は2mm未満であること。 (c) スナップその他の突出物は、滑らかで、かつ、流線形であること。</p> <p>(6) 着用者の頭部によくなじむ構造であること。</p> <p>(7) 左右及び上下の視野が十分とれること。</p>	<p>(穴及び継ぎ目を含む。)であつて安全性を損なわない程度のもを含む。</p> <p>(4) 乗車用ヘルメット JIS 附属書Aに規定する手順に従つて装着して確認すること。 なお、帽体及び衝撃吸収ライナに通気用の穴や溝を設けることができるものとする。</p> <p>(5) 目視及びスケール等により測定して確認すること。 なお、「突出物のうち容易に外れるもの」とは、ゴグルを固定するためにヘルメット後部に取り付ける取り外し可能な装備、衝撃を受けたときに容易に外れるもの、シールドを取り付ける装置、耳おおいなどで、滑らかな流線型に仕上げたものをいい、ねじ回しなどの工具を使用しなければ取り外せないものは含まない。</p> <p>(6) 着用者への著しい圧迫感、局所的なあたり又はがたがないこと、ヘルメット内側に堅い突出物がある場合には、パッド等により頭に伝わる圧迫が強く集中しないような構造であることを着用し確認すること。</p> <p>(7) 乗車用ヘルメット JIS:7.8に規定する周辺視野試験により確認すること。また、該当する場合には、次のと</p>
--	--	---

<p>3. 材料</p>	<p>(8) 保持装置があごひもであるものは、バックル等が意図せず開放しない構造であること。</p> <p>(9) 保持装置があごひもであるものは、あごひもの幅は20mm以上であること。</p> <p>(10) 著しく聴力を損ねることのない構造であること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 金具類は、耐食性材料又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>(2) ヘルメットの構成部品</p>	<p>おりとする。ただし、下方の周辺視野については、中心部（鼻に該当する位置）に換気ダクト等の脱着可能なブレスガードが取り付けられている場合、当該部位を除外して確認してもよい。</p> <p>① 調節可能なひさし又はあごガードを有するヘルメットについては、それらの調整範囲内において確認すること。</p> <p>② シールドを有するヘルメットについては、シールド開放角が乗車用ヘルメット JIS:5.6 に適合するものであることを確認すること。</p> <p>③ 脱着不可能なブレスガード等の付属品は、その状態で確認すること。ただし、可能な場合には、ブレスガードの一部を切除することは可能とする。</p> <p>(8) 目視及び操作により確認すること。ただし、圧力によってバックル等を開放するものにあつては、直径100mm ± 3mmの球面を用いてバックルを開放する操作を行い確認する。</p> <p>(9) 150N ± 5N の力で引っ張った状態でスケール等により確認すること。なお、各事項はすべての付属品を取り付けた状態で行うこととする。</p> <p>(10) 目視及び着用することにより確認すること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 目視及び触感により確認すること。なお、「さび止め処理」とは、めっき、塗装等の表面処理が施されていることをいう。</p> <p>(2) 必要に応じて、書面等により科</p>
--------------	--	--

	<p>は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。</p> <p>(3) 人体に直接接触れる構成部品にあつては、通常の使用の際にヘルメットの品質に支障のある有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(4) 人体に直接接触れる構成部品にあつては、皮膚に支障のある有害な影響を与えないものであること。</p> <p>4. ヘルメットの質量は、2kg以下であること。</p> <p>5. 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が <math>2,940 \text{ m/s}^2</math> 以下であり、かつ、<math>1,470 \text{ m/s}^2</math> 以上の継続時間が 6ms 以下(原付等用ヘルメットにあつては 4ms 以下)であること。</p> <p>なお、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。ただし、「使用者に危険であるような破壊又は変形」とは、付属品の取付具又は内部構造物等により頭部を傷つけるおそれがないことをいう。</p>	<p>学的根拠に基づき通常の使用状態で著しい性能劣化が認められない材料であることを確認すること。</p> <p>(3) 次の各号により確認すること。</p> <p>① 日本工業規格 T8133(1997年)乗車用安全帽 8.1.1 の汗試験</p> <p>② 日本工業規格 T8133(1997年)乗車用安全帽 8.1.2 の頭髪油試験</p> <p>(4) 一般に皮膚障害を引き起こすと見なされる材料を使用していないことを確認すること。</p> <p>4. はかりにより測定して確認すること。なお、測定にあたっては、ヘルメットに同梱されているすべての付属品を取り付けた状態で測定するものとする。</p> <p>5. 乗車用ヘルメット JIS:7.4 に規定する衝撃吸収性試験により確認すること。</p> <p>また、該当する場合には、次のとおりとする。なお、確認にあたって、人頭模型は、乗車用ヘルメット JIS 附属書 B 及び附属書 C に規定する形状及び寸法を有するものとする。また、衝撃試験範囲内に衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所を含めること。よつて、通気溝(通気穴を含む。)がある場合には、当該箇所の中心付近が衝撃点となるよう衝撃吸収性試験を行い確認する。ただし、「衝撃吸収性に係る安全性を損なうおそれがある部分」に衝撃を加える目的により、合理的な範囲において乗車用ヘルメット JIS:7.4.3a)ヘルメットの位置決めの</p>
--	---	--

		<p>規定と相反することも認められる。</p> <p>① ひさしが固定されているために前頭部に衝撃を加えられない構造のものにあつては、ひさしを取り外し又は切り取った状態で衝撃吸収性試験を行つて確認すること。</p> <p>② あごガードが衝撃吸収性試験用支持アーム等と干渉する構造のものにあつては、あごガードの一部又は前部を切り取った状態で衝撃吸収性試験を行つてもよい。</p>
<p>6. 耐貫通性</p>	<p>6. 耐貫通性試験を行つたとき、ストライカの先端が貫通しないこと。</p> <p>なお、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。</p>	<p>6. 乗車用ヘルメット JIS:7.5 に規定する耐貫通性試験により確認すること。</p> <p>なお、耐貫通性試験範囲内に耐貫通性に係る安全性を損なうおそれのある部分については、その部分を試験箇所を含めること。</p>
<p>7. 保持装置の強さ</p>	<p>7. 保持装置の強さ試験を行つたとき、動的伸びは 35mm 以下でありかつ、残留伸びは 25mm 以下であること。また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。</p>	<p>7. 乗車用ヘルメット JIS: 7.6 に規定する保持装置の強さ試験により確認すること。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1 種ヘルメットに係る保持装置の強さ試験を行つて確認することとする。</p>
<p>8. 保持性 (ロールオフ)</p>	<p>8. ヘルメットは十分な保持性能を有すること。</p>	<p>8. 乗車用ヘルメット JIS:7.7 に規定する保持性(ロールオフ)試験により確認すること。ただし、原付等用ヘルメットにあつては、1 種ヘルメットに係る保持性(ロールオフ)試験を行つて確認することとする。</p>



#### 4.表示及び取扱説明書

ヘルメットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号及び日本国内の輸入・販売事業者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 原付等用ヘルメットにあっては、原付等用ヘルメットである旨</p> <p>(4) 使用上の注意 次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示すること。</p> <p>(a) 頭によく合ったヘルメットを着用すべきこと。</p> <p>(b) あごひもは、正しく締めるべきこと。</p> <p>(c) 大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に損傷がなくても使用してはならないこと。</p>	<p>1. 表示は読みやすく、容易に理解できることを目視及び触感により確認すること。</p> <p>なお、(3)の表示は、次の方法にて行うこと。</p> <p>① 「0.125ℓ」に代えて以下の記載を行ってもよい。</p> <p>i) 「0.125 リットル」</p> <p>ii) 「125cc」</p> <p>iii) 「原動機付自転車用」又は「原付用」</p> <p>② この表示は、帽体外側に14ポイント（4.9mm）以上の文字で表示するとともに、購入時に理解できるように外装等にも記載されていること。</p>
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。ただし、(2)～(9)が製品に容易に消えない方法により表示してあるものは(1)を省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。</p>	<p>2. 表示は読みやすく、容易に理解できることを目視により確認すること。</p>

	<p>(2) ヘルメットの手入れ 不適當な洗剤、消毒剤、 溶剤</p> <p>(3) プロオートバイレー スやサーカスなど特殊な 使い方をしている場合に は、SG マーク補償制度の 対象外となること。</p> <p>(4) 改造禁止の旨</p> <p>(5) 塗料禁止又は塗料の 制限（ヘルメットの材質 によって浸されるおそれ のある製品の場合）</p> <p>(6) サンシェードがある乗 車用ヘルメットについて は、夜間やトンネル等の 暗い場所で使用すると視 力が低下する旨</p> <p>(7) フリップアップヘルメ ット（フルフェイスであ って跳ね上げ式の開閉式 あごガードを装備したヘル メット）については、 あごガードを上げたまま で走行するのは危険であ る旨</p> <p>(8) SGマーク制度は、 ヘルメット（シールド等 の付属品は含まない。）の 欠陥によって発生した人 身事故に対する補償制度 である旨</p> <p>(9) 製造業者名、販売業 者名若くは輸入業者名及 びその住所</p>	
--	--	--